

福島県環境創造センターにおける競争的資金等の適正な管理等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県環境創造センター（以下「センター」という。）における競争的資金等の適正な運営及び管理に必要な措置を定めることにより、その適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国及び国の所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、又は民間企業等が実施する研究助成金等をいう。
- (2) 会計の不正 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、又は競争的資金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (3) 職員等 センターに所属する非常勤及び臨時を含む研究職員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。
- (4) 配分機関 競争的資金等の制度を運営し、競争的資金等をセンターに配分する機関をいう。

(最高管理責任者)

第3条 センターは、会計の不正防止について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、センター所長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者が会計の不正防止を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、定期的に各責任者から会計の不正防止に関する取組について、報告を受けるものとする。

(統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐する者として、統括管理責任者を置き、センター副所長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者のもとで会計の不正防止のためコンプライアンス推進責任者を置き、センター総務企画部長をもって充てる。

(会計業務責任者)

第5条 最高管理責任者は、センター研究部において競争的資金等に関する事務を管理するため、会計業務責任者を置き、センター研究部長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、会計業務責任者の業務について、あらかじめ指定した職員に行わせることができる。

- 3 会計業務責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 会計の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）に基づき、センター研究部において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その結果を統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 会計の不正防止を図るため、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員等に対して、教育の実施、事務処理の指導等によりコンプライアンスの徹底を図ること。
 - (3) センター研究部において、職員等が適切に競争的資金等の管理及び執行を行っているか確認し、必要に応じて改善を指導すること。

（監事）

第5条の2 センターの業務を監査する者として、監事を置き、センター調査・分析部長をもって充てる。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 3 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

（不正防止計画の推進）

第6条 最高管理責任者は、不正防止計画を策定し、センターの職員等に周知する。

- 2 最高管理責任者は、センター総務企画部総務課に不正防止推進責任者を置き、センター総務企画部総務課長を充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止推進責任者に不正防止計画の推進を指示するとともに、不正防止計画の進捗を管理して不正の発生を未然防止しなければならない。

（コンプライアンス教育の実施）

第7条 最高管理責任者は、会計の不正の未然防止を図るため、不正防止計画、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準（平成19年2月15日文科科学大臣決定（令和3年2月1日改正））」を踏まえ、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員等にコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

（誓約書）

- 第8条 最高管理責任者は、会計の不正防止意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員等から、誓約書（様式第1号）を徴取することとし、誓約書を提出しない場合は、競争的資金等の運営及び管理に関わるができないものとする。
- 2 最高管理責任者は、取引事業者に対して、この規程で定める会計の不正防止対策等を周知し、取引実績等を考慮した上で、誓約書（様式第2号）の提出を求める。

(職員等の義務)

第9条 職員等は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 職員等は会計の不正を行ってはならない。
- (2) 職員等はこの規程に基づく会計の不正の防止措置に協力しなければならない。
- (3) 職員等は、会計の不正に関する情報を得たときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(職員等の行動規範)

第10条 職員等は、会計の不正がセンター等への信頼を損なわせるものであることを認識し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成立していることを強く認識し、研究員個人に交付された補助金であっても、会計業務を適正に執行すること。また、民間企業等が実施する研究助成金等についても同様の取扱いとする。
- (2) 会計業務の執行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 会計業務担当者は、研究活動の特性を理解するよう努め、効率的な研究の遂行に配慮すること。

(事務処理手続等)

第11条 競争的資金等に係る会計事務手続きは、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）、福島県職員服務規程（昭和52年福島県訓令第2号）、福島県貸金支弁職員雇用等管理規程（昭和50年福島県訓令第10号）等に基づき適正に処理するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 研究が完了したとき、又は競争的資金等の交付を受けた年度が終了したときは、速やかに実績報告書を作成し、配分機関へ報告する。

- 2 競争的資金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出を証明する書類を整理保管し、研究の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(内部監査)

第13条 センターに内部監査委員会を設置する。

- 2 内部監査委員会は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、不正防止推進責任者、会計業務責任者及び最高管理責任者が必要と認める者をもって構成する。
- 3 内部監査委員会は、客観的に監査に対し助言する者として監事相当職を指名する。
- 4 内部監査委員会は、監査の実務を行う者として監査事務員を指名することができ、第6項で規定する確認の一部を監査事務員からの報告をもって代えることができる。
- 5 内部監査委員会は、内部監査に係る計画を立案するのにあたり、センター総務企画部総務課等から会計業務に係る不正の発生要因等に関する情報を聴取するものとする。
- 6 内部監査委員会は、前年度の全契約件数の約10%以上を任意抽出し、会計書類、出張の実績、雇用者の勤務実態及び購入物品の現物等の確認を行い、不備が発見された場合は、直ちに改

善措置を講じるとともに、その内容を不正防止計画に反映させる。

- 7 内部監査委員会は、内部監査の実施状況及び結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 8 内部監査委員会は、内部監査の実施状況及び結果を監事に報告し、意見を徴しなければならない。

(相談及び告発)

- 第14条 センターに会計の不正に関する相談及び告発の窓口（以下「窓口」という。）を設置し、最高管理責任者が指名する相談又は告発の窓口担当者をセンター総務企画部企画課に置く。
- 2 窓口においては、職員等又はセンターに所属しない者からの会計の不正に関する告発（以下「告発」という。）を受付けるほか、会計の不正に関する相談に応じる。
 - 3 前項の告発は、告発票（様式第3号）又は当該様式の記載事項を記載した書面（封書、電子メール又はFAX）、電話又は面談で行うものとする。
 - 4 窓口において相談又は告発を受付けた場合には、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、被告発者（告発において告発対象事案に関わっていたとされる者をいう。以下同じ。）が他の機関に所属している場合は、被告発者の所属する機関に告発票を送付する。

(告発の受理等)

- 第15条 最高管理責任者は、前条第2項の規定により告発を受付けた場合は、告発対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて合理的理由が示されている場合のみ、当該告発を受理することとし、当該被告発者に対して受理したことを通知する。
- 2 告発は、原則として実名によるもののみ受理するものとする。ただし、匿名によるものであっても、告発の内容に応じ、実名の場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前条第2項の規定により相談があった場合には、その内容を確認し、相談対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて合理性のある理由が示されている場合には、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前項において告発の意思が確認されない場合にも、告発を受理した場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 5 最高管理責任者は、会計の不正行為が行われようとしている、又は会計の不正行為が求められているとの相談又は告発があった場合は、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者がセンターに所属しない場合は、被告発者の所属する機関にその事案を送付することができる。なお、センターに所属しない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。
 - 6 最高管理責任者は、他の機関から告発が送付された場合には、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

- 第16条 最高管理責任者は、前条第2項の規定により告発を受理したときは、会計業務に係る不正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発された行為が行われた可能性、告発内容の合理性等について、予備調査を行う。
- 2 予備調査においても、必要に応じて、次条で規定する調査委員会を設置することができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の規定により調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者（被告発者が他の機関に所属している場合は、当該機関を含む。以下同じ。）に対し、調査の開始並びに委員の氏名及び所属を通知する。
- 4 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた委員の任命に不服があるときは、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に異議申立書（様式第4号）を最高管理責任者に提出することができる。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定により異議申立書の提出を受けたときには、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、告発を受理したときは、受理した日から原則として30日以内に予備調査を終了し、その結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、予備調査を行うときは、関係する職員等に対して、それらが保有する資料の保全等を命ずることができる。
- 8 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由を付記して告発者に通知するものとする。この場合には、センターは予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じて、それらを開示するものとする。

（調査委員会の設置等）

第17条 最高管理責任者は、前条第6項の規定による予備調査の結果、本調査が必要であるときは、次の各号に掲げる事項を調査及び審議するための調査委員会を設置する。

- (1) 会計の不正があったかどうかの認定
 - (2) 会計の不正に関与した者及びその関与の程度、会計の不正と認定された場合は、その内容
 - (3) 不正使用の相当額
- 2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる者から調査委員会の委員を若干名任命する。ただし、すべての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、委員の過半数はセンターと直接の利害関係を有しない第三者とする。
- (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 第三者の委員（弁護士、公認会計士等）
- 3 委員の任期は、原則として事案の調査終了時点までとする。
- 4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 調査委員会の事務は、総務企画部企画課において処理する。
- 6 調査委員会の運営等に関し、その他必要な事項は別に定める。

（本調査の通知等）

第18条 最高管理責任者は、前条第1項の規定により調査委員会を設置したときは、最高管理責任者から告発者及び被告発者に対する通知、並びに告発者及び被告発者から最高管理責任者に対する異議申立書の提出について、第16条第3項から第5項までの規定を準用する。

- 2 最高管理責任者は、調査を行うことが決定した後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発対象事案に係る競争的資金等の支出停止を命ずることができる。

(本調査の実施)

- 第19条 調査委員会は、第16条第4項に規定する期間を経過したときは、速やかに調査を開始しなければならない。なお、調査の開始は最高管理責任者が、本調査が必要であるとの第16条第6項の規定による予備調査結果の報告を受けた日から原則として30日以内とする。
- 2 調査委員会は、調査にあたって被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、告発が悪意に基づくものであるとの認定を行う場合には、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日以内に調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。最高管理責任者は、告発者並びに被告発者及び被告発者以外で会計の不正行為に関わったと認定された者（以下「被告発者等」という。）（被告発者等が他の機関に所属する場合は、当該機関を含む。以下同じ。）に調査結果を通知する。なお、当該調査結果において悪意に基づく告発であると認定され、告発者が他の機関に所属する場合は、告発者の所属する機関にも調査結果を通知する。

(再調査)

- 第20条 前条第4項の規定により通知された調査結果において、会計の不正行為に関わったと認定された被告発者等、又は悪意に基づく告発であると認定された告発者は、同項の規定により通知された調査結果に対して不服がある場合、同項の規定による通知の日から、10日以内に不服申立書（様式第5号）を最高管理責任者に提出することができる。ただし、同一理由による不服申立書の提出を繰り返すことはできない。
- 2 最高管理責任者は、前項の規定により被告発者等から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を送付するとともに、告発者に不服申立ての提出があった旨を通知する。
 - 3 最高管理責任者は、第1項の規定による被告発者等からの不服申立ての趣旨が調査委員会の公正性等に関わるものであって、必要と認める場合には、調査委員会の委員の交代又は追加をすることができる。
 - 4 調査委員会は、第2項により送付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
 - 5 最高管理責任者は、前項の規定により報告を受けた当該決定を告発者及び被告発者等に通知する。
 - 6 調査委員会は、第4項の規定により再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則として50日以内に、調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
 - 7 最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知する。
 - 8 最高管理責任者は、第1項の規定により告発者から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を送付するとともに、被告発者等にその旨を通知し、告発者が他の機関に所属する場合は当該機関にもその旨を通知する。
 - 9 最高管理責任者は、第1項の規定による告発者からの不服申立ての趣旨が調査委員会の公正性等に関わるものであって、必要と認める場合には、調査委員会の委員について第3項の規定を準用する。
 - 10 調査委員会は、第8項により送付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか

否かを決定し、最高管理責任者に報告する。

- 1 1 最高管理責任者は、前項の規定により報告された当該決定を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他の機関に所属する場合は当該機関にも通知する。
- 1 2 調査委員会は、第10項の規定による再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則30日以内に、調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。
- 1 3 最高管理責任者は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他の機関に所属する場合には当該機関にも通知する。

(配分機関への通知等)

- 第21条 最高管理責任者は、告発対象事案について、第16条第6項の規定による調査の要否の決定、第18条第1項の規定による調査の開始、第19条第4項の規定による調査結果、前条第1項の規定による不服申立書、前条第4項及び第10項の規定による再調査の実施に関する決定、前条第6項及び第12項の規定による再調査の実施に関する決定、前条第6項及び第12項の規定による調査結果報告書を当該競争的資金等の配分機関に対して、通知又は報告する。
- 2 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、協議する。
- 3 最高管理責任者は、告発等を受付けした日から原則として210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 4 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 5 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 6 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関への資料の提出又は閲覧、配分機関の現地調査に応じる。
- 7 最高管理責任者は、知事に対し、第1項の規定に準じて調査結果等を報告する。
- 8 最高管理責任者は、監事に対して、第1項の規定に準じて調査結果等を報告し、意見を徴する。

(会計の不正行為が認定された場合の措置)

第22条 最高管理責任者は、第19条第4項の規定により調査委員会から会計の不正行為があったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに不正行為に関与した者の所属及び氏名、不正行為の内容、当該競争的資金等の名称及び課題、不正行為が行われた当該研究費の金額等を含む調査結果を公表するとともに、不正行為に関与した者の処分等の措置を講ずる。不正行為に関与した者及び関与したとまでは認定されないが、その管理監督に適正を欠いた者への処分、当該研究費の支出中止、一部又は全部の返還等の措置を講ずる。

- (1) 第20条第1項の規定による不服申立てがない場合
- (2) 第20条第4項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合
- (3) 第20条第6項の規定により調査委員会から不正行為があったとの報告を受けた場合

(会計の不正行為が認定されなかった場合の措置)

第23条 最高管理責任者は、第19条第4項及び第20条第6項の規定により調査委員会から会計の不正行為があったとは認められないとの報告を受けたときは、すべての調査関係者にその旨を通知する。その際には、原則として当該事案については公表しない。

2 最高管理責任者は、被告発者に対し、会計の不正行為がなかったものとして、不利益な行為が行われぬよう適切な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、第19条第4項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として前条の規定に準じて調査結果を公表するとともに、当該告発者が職員等である場合には、知事に対し、報告する。

(1) 第20条第1項の規定による不服申立てがない場合

(2) 第20条第10項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合

(3) 第20条第12項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受けた場合

(告発者等又は調査協力者の保護)

第24条 職員等は、前条第3項に基づく措置を講ずる場合を除き、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として不利益な行為を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として、当該告発者等又は調査協力者に不利益な行為が行われぬよう適切な措置を講ずるものとする。

(被告発者に不利益をもたらす行為の禁止)

第25条 職員等は、第22条に基づき講ずる措置を除き、被告発者が告発されたことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。

(調査への協力)

第26条 職員等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第27条 職員等は、この規程に基づく調査等に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 この規程に基づく会計の不正行為の調査等に関わる者は、調査等において告発者又は調査協力者が特定されないよう配慮するとともに、調査等に関わる通知にあたっては、被告発者又は調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(不正目的の告発の禁止)

ひぼう

第28条 職員等は、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発、その他不正な目的での告発を行ってはならない。

(調査等に従事する者の制限)

第29条 会計の不正行為の事案の調査等に従事する者は、自ら関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

(会計業務の事務処理手続等に関する相談窓口)

第30条 最高管理責任者は、職員等及びセンター外部の者からの会計業務の事務処理手続等に関する相談を受付ける窓口をセンター総務企画部総務課に設置する。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は、最高管理責任者が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。